

下妻市地域公共交通活性化協議会について

1. 公共交通に関する法律改正や補助事業の変遷

法改正	補助制度
<p>道路運送法の改正（平成 14 年 2 月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗合バス事業における需給調整規制が廃止される（いわゆる規制緩和）。 ・全国で、乗合バス事業の廃止・撤退が進む。 	
<p>道路運送法の改正（平成 18 年 10 月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗合事業の対象範囲の拡大、自家用自動車による有償旅客運送制度の創設等、乗合バス事業の枠組みが変更される。 ・「地域公共交通会議」の設置が可能となり、地域のニーズに即した運行形態やサービス水準等について協議ができるようになる。 	
<p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の制定（平成 19 年 10 月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が主体となり、地域全体の公共交通のあり方や活性化方策の協議ができる体制が強化される（対象：バス・タクシーに加え、鉄軌道や船舶等追加）。 	<p>地域公共交通活性化・再生総合事業補助金（平成 20 年 4 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「法定協議会」を設置し、当該協議会にて「地域公共交通総合連携計画」を定め、当該計画に基づく実証事業について、3 力年の補助金が受けられる仕組みとなる。
	<p>地域公共交通活性化・再生総合事業補助金が事業仕分けにより廃止（平成 23 年 4 月）</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業補助金の創設（平成 23 年 4 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規に「地域公共交通確保維持改善事業」が創設される。 ・「補助金要綱」に基づく「協議会」を設置し、当該協議会にて「生活交通ネットワーク計画」を定め、当該計画に基づく事業について、補助金が受けられる仕組みとなる。 ・期間限定ではなく継続的に補助金が受けられる仕組みとなる。
<p>交通政策基本法の制定（平成 25 年 12 月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通網の確保・機能向上や国、自治体、事業者の責務・連携など、交通分野の基本理念を定める。 	
<p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年 5 月公布）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通政策基本法の基本理念ののっとり、持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための取組を推進する旨を目的に追加する。 ・まちづくりと一体となった公共交通の再編を追加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域公共交通総合連携計画」を、「地域公共交通網形成計画」に改めるとともに策定主体に都道府県を追加。 ・それを具現化するため「地域公共交通再編実施計画」を創設し、同計画を地方公共団体が作成し国土交通大臣の認定を受けることにより同計画に定められた「地域公共交通再編事業」について道路運送法等の法律上の特例を設ける。

2. 公共交通会議と活性化協議会（法定協議会）の違い

	地域公共交通会議	活性化協議会（法定協議会）
根拠法令	道路運送法	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
対象交通モード	バス、タクシー	多様なモード
目的	生活交通のあり方を審議	地域公共交通網形成計画を策定
計画策定	任意（補助金なし）	補助金の交付を受ける場合には必須
事業実施	行えない	行える（補助金受領が可能）
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経路の設定（路線の新規・変更） ・ 運賃設定 等 上記手続きを簡略化・弾力化することが可能となる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画実施の策定、事業の実施に対する国の支援を受けることができる ・ 計画実施への許認可手続簡略化等の特例措置を受けることができる

3. 下妻市地域公共交通活性化協議会について

(1) 目的

下妻市では、公共交通として関東鉄道常総線や関鉄パールバスが運行されていますが、市民の移動手段としては、自家用車への依存度が圧倒的に高い現状です。

今後、高齢化の進展により、自家用車の運転をやめる市民が増えることが予想されることから、地域公共交通の果たす役割がますます大きくなると予想されます。

あわせて、コンパクトなまちづくりや低炭素社会づくりへの取り組み等から、公共交通主体のまちづくりへの転換をはかっていく必要があります。

そのため、「道路運送法」及び「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の両法律に基づく協議会の機能を有する「下妻市地域公共交通活性化協議会」を設立し、市民や交通事業者、学識経験者など多様な地域の関係者ととともに、地域公共交通網形成計画及び実施計画を策定し、市にとって最適な公共交通を実現するため、実証実験や利用促進などを実施します。

(2) 活性化協議会について

協議会の構成員（別紙参照）

市民、国、県、市、学識経験者、交通事業者、交通事業者労働組合など

事業

- ・ 計画の策定及び変更の協議に関する事。
- ・ 計画の実施に係る連絡調整に関する事。
- ・ 計画に位置づけられた事業の実施に関する事。
- ・ 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- ・ 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

